

麻機遊水地保全活用推進協議会の協議経過

■「麻機遊水地保全活用推進協議会」設立までの流れ

【平成 16 年 1 月】

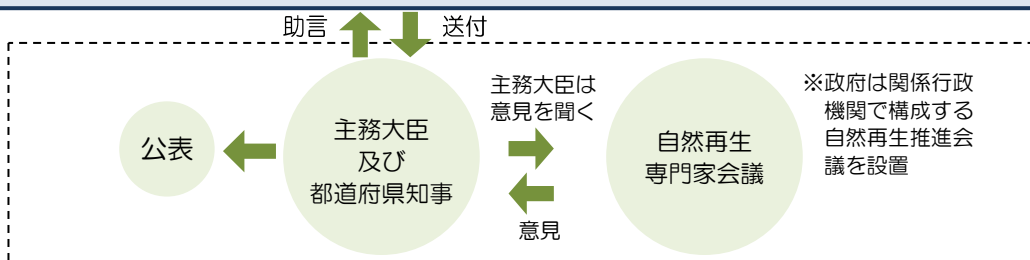
自然再生推進法に基づき「**巴川流域麻機遊水地自然再生協議会**」を設立

【平成 19 年 3 月】

自然再生の全体的な方向を定める「**自然再生全体構想**」を策定

【平成 20 年 12 月】

自然再生全体構想を踏まえ、自然再生事業について定めた「**自然再生事業実施計画**」を策定



【平成 22 年 1 月～】

「**自然再生事業**」に着手

＜実施内容＞

- 「**多様性のある湿地環境の再生**」
 - ・水路の再生
(第 1 工区の公園整備で実施)
 - ・湿地環境の再生
(水田表土の活用、湿地の攪乱)
 - ・多様性のある池沼部の再生
 - ・外来種の駆除



水路の魚類救出作業(第 1 工区)



湿地の攪乱(第 3 工区)

- 「**人と自然との良好なかかわりづくり**」

- ・自然再生推進のための組織の構築及び人と自然との良好なかかわりづくり

■これまでの取り組みの成果と課題

＜取り組み成果＞

- 湿地の攪乱作業により、ミスアオイやコツブヌマハリイなどの希少種、攪乱依存種が再生。
- 協議会の設立や各種取り組み、観察会、イベント等を通じて、遊水地の周辺施設や地域住民、市民、各種団体、企業との連携や、麻機遊水地の認識度の向上。

＜課題点＞

- 高齢化や重労働を伴う作業も多く、現地で活動する方が徐々に減少。
- 作業人員や資金不足によって、当初予定した作業や調査が実施できない。
- 植生遷移や外来種の増加スピードが速く、作業が追い付かない。
- 水の流入が少ないことや、植物の腐植物の堆積等により、水質の悪化や湿地の乾燥化が進行している。
- ゴミの不法投棄や外来魚の放流など、利用者のマナーが改善されない。
- 第 1 工区の公園整備や周辺道路整備など、社会資本整備が進み遊水地に対する活用のニーズが高まった。

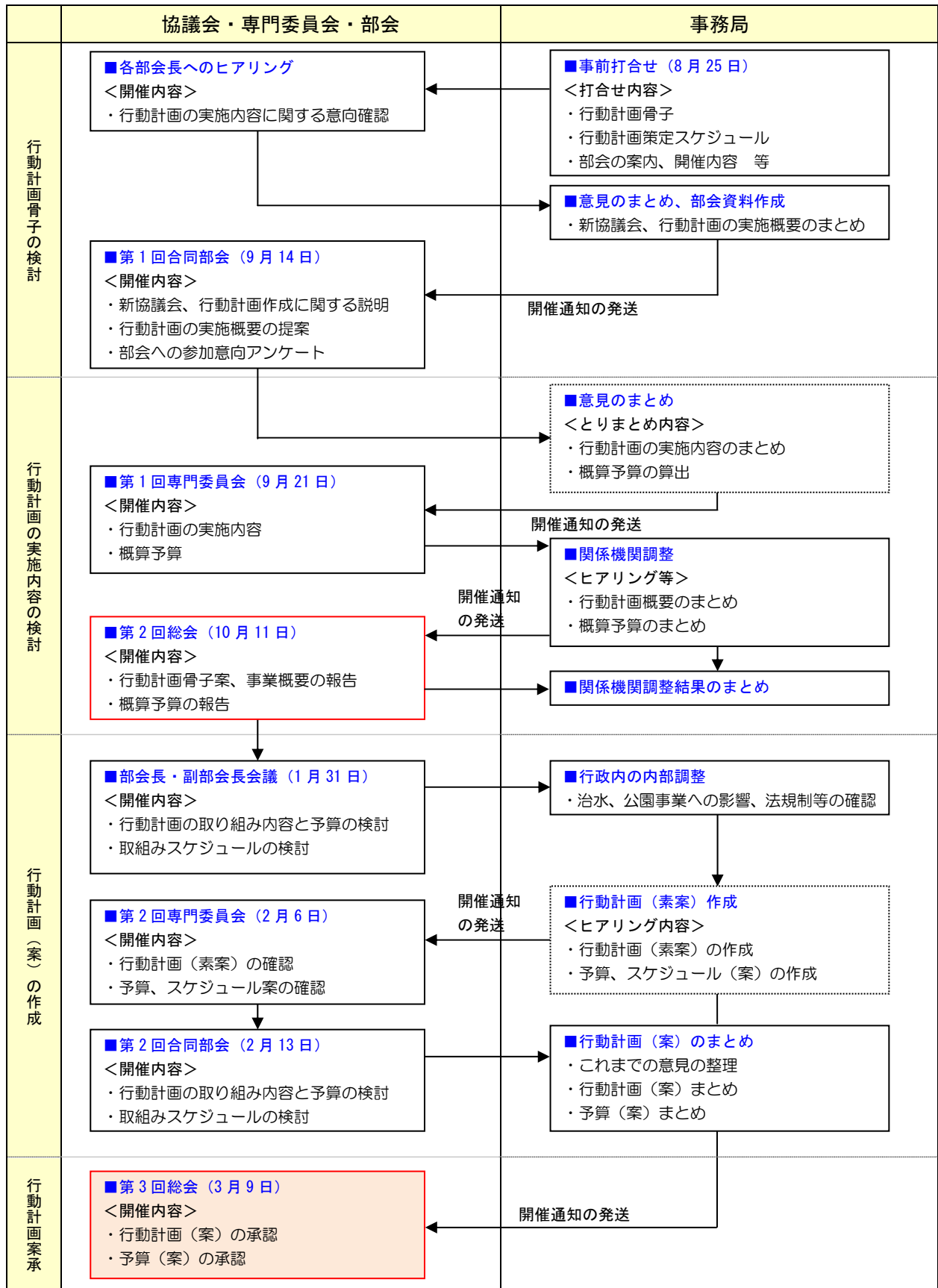
【平成 27 年 3 月】

遊水地が地域の活性化に資するための方向性を示した「**麻機遊水地地区ランドデザイン**」を策定

【平成 28 年 7 月 12 日】

「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」での自然再生の取り組みに発展的に継承するとともに、再生・保全された自然を地域資源として活用するために「**麻機遊水地保全活用推進協議会**」を設立

■ 「保全活用行動計画」策定までの流れ



行動計画に基づき今後各種取り組みを進める3カ年で、調査・モニタリングを実施し、その結果を踏まえ「自然再生事業実施計画」の見直しを行い、県知事及び主務大臣に送付する。